申込資格　その２

以下の住宅に申込みをされる方は、通常の申込資格に加えて次の要件に当てはまることが必要です。

１．「車いす常用者向け住宅」 ***※住宅を整備した時期により、浴室等の仕様が旧タイプ（掘り込み型浴槽）の場合があります。***

入居する世帯員のいずれかが、車いすを常時使用し、かつ、下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害により、次の①又は②に該当する方であること。

① 身体障害者手帳（１級から４級まで）の交付を受けている方又は身体障害により障害基礎年金（１級、２級）又は障害厚生年金（１級、２級）を受給している方

② 戦傷病者手帳（特別項症から第６項症まで又は第１款症）の交付を受けている方

２．「身体障害者向け住宅」

入居する世帯員のいずれかが、下肢障害、体幹機能障害又は移動機能障害により、上記の「車いす常用者向け住宅」の①又は②の条件に該当する方であること。

３．「高齢者向け住宅」

次の①及び②の両方に該当すること。

① 次のア～エのいずれかに該当する世帯

ア．少なくとも一方が６０歳以上の夫婦（内縁関係を含む）のみからなる世帯

イ．少なくとも一方が６０歳以上のパートナー（※）のみからなる世帯

ウ．６０歳以上の親族のみからなる世帯

エ．６０歳以上の単身世帯

※「広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方、本市が協定を締結している自治体からの転入者で、継続使用の手続きをされた方をいいます。

② 独立して生活するには不安があるが、自炊が可能な程度の健康状態であること。

◎ この住宅では、生活援助員が生活上の相談や安否の確認を行います。（利用料が別途必要になります。）

◎ 住宅内には、安否通報機器と緊急通報機器を設置しており、安否の情報や緊急事態を生活援助員に知らせることができます。

◎ 緊急時に入室するため、入居の際には住宅の鍵をお預かりします。

「車いす常用者向け住宅」及び「身体障害者向け住宅」の室内見学等について

・ 上記住宅の申込に際し、室内見学が可能です。室内見学は日程調整のうえ行いますので、希望される方はその住宅が所在する区役所建築課へご相談ください。

・ 入居が決まった後に、現地を確認していただき、以下の項目について、調整等を行います。

○ 既存手すりの高さ（ただし、下地の関係で変更できない場合があります。）

○ 既存流し台の高さ（数㎝の調整が可能です。）